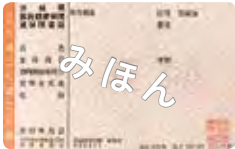


保険証は、なくさないよう大切にしましょう！

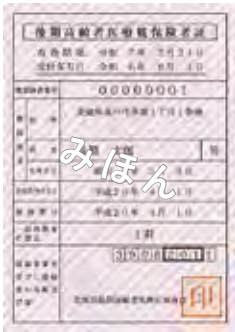
国民健康保険 後期高齢者医療制度 の被保険者の皆さんへ

新しい保険証を郵送します

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711▽国民健康保険に関すること…内線1171～1173▽後期高齢者医療制度に関すること…内線1174～1175)



国民健康保険
被保険者証



後期高齢者医療被保険者証
(はがき大)

7月10日(水)から、新しい保険証を簡易書留で郵送します(下表1参照)。新しい保険証が届いたら、住所・氏名等の記載内容を確認の上、8月1日(木)からご使用ください。古い保険証は、8月1日(木)以降に、はさみ等で裁断して廃棄するか、保険課(役場行政棟1階)へご返却ください。

【表1 保険証の名称と配達期間等】

保険証の名称	対 象	宛 先	配 達 期 間
国民健康保険被保険者証	国民健康保険の被保険者	世帯主	7月10日(水)～24日(水)
国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証	国民健康保険の被保険者で70歳から 74歳までの方		
後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者医療制度の被保険者	被保険者本人	

配達期間内に不在等で受け取ることができなかった方は、7月26日(金)以降(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、以下のものをお持ちの上、保険課へお越しください。※国民健康保険の被保険者については、世帯主と同一世帯でない方が受け取りに来る場合は、委任状が必要になります。

持ち物	窓口に来る方の本人確認ができるもの	顔写真付きの身分証明証 (マイナンバーカード・運転免許証)	いずれか1点
		その他(保険証・介護保険証・通帳等)	いずれか2点
	印鑑(朱肉を使うもの)		

【新しい保険証の有効期限は、8月1日～令和7年7月31日(1年間)です】

ただし、国民健康保険(国保)の被保険者で下表2の事項に該当する方は有効期限が異なりますので、ご注意ください。

【表2 保険証の有効期限が異なる方と有効期限等】

対 象	有効期限	変更理由および新しい保険証について
8月以降に70歳になる方	誕生月の月末(1日が誕生日の場合は誕生月の前月末)	誕生月の翌月(1日が誕生日の場合は誕生月)から使用する高齢受給者証が一体となった保険証を郵送します。
75歳になる方	誕生日の前日	国保の加入は74歳までです。誕生日から後期高齢者医療制度へ変更となるため、誕生月の前月中旬に加入通知を別途郵送します。
外国籍で在留期間が満了となる方	在留期間満了日	在留期間の更新後、在留カードをお持ちになり、保険課へお越しの上、有効期限を更新してください。
保険税の未納がある方	令和7年1月31日	過年度分を完納後、保険課へお越しの上、有効期限を更新してください。※納付が困難な場合はご相談ください。

【一部の医療機関や薬局で、マイナンバーカードを保険証として利用できます】

マイナンバーカードを保険証として利用するには、医療機関・薬局の受付やセブン銀行 A T M、マイナポータルサイトでの事前登録が必要です。

▽医療機関や薬局によって運用開始時期が異なりますので、ご注意ください。

▽令和 6 年 12 月 2 日以降は、被保険者証の発行が終了し、マイナ保険証(健康保険証として利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みに移行しますので、マイナ保険証をお持ちでない方は、早目の切り替えをお願いします。



▲マイナポータル
サイト

国民健康保険(国保) の被保険者の皆さんへ

【進学や施設入所等で村外へ住民票を移した方も、保険証の交付が受けられます】

村外へ住民票を移した方は、以下のものをお持ちの上、保険課へ申請してください。

▽**学生の方**…在学証明書(令和 6 年 4 月 1 日以降に発行のもの)、対象者と世帯主のマイナンバー、窓口に来る方の本人確認ができるもの、印鑑 ※在学証明書の取得に日数がかかる等の場合はご相談ください。

▽**施設等入所の方**…在園証明書、対象者と世帯主のマイナンバー、窓口に来る方の本人確認ができるもの、印鑑(朱肉を使うもの) ※在園証明書は役場へ直接郵送する施設もありますので、入所している施設にご確認ください。

【就職等で他の健康保険に加入した方は、国保をやめる手続きが必要です】

新しい保険証と国民健康保険被保険者証をお持ちになり、保険課へお越しの上、国保をやめる手続きをしてください。所定の手続きがない場合、国保税が賦課され続ける可能性があります。

国民健康保険「限度額適用認定証」等更新のご案内

国民健康保険に加入している方が高額で受診する場合、医療機関の窓口へ「限度額適用認定証」を提示することで、1 か月の窓口での支払いが自己負担限度額までとすることができます。また、住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口へ提示することにより、食事代も減額されます。

■現在お持ちの認定証の有効期限は、7 月 31 日(水)までです。

新たに認定証の交付や更新を希望する方は、申請が必要となりますので、国民健康保険被保険者証と印鑑(ゴム印不可)、マイナンバーが分かるものをお持ちの上、7 月 25 日(木)以降に保険課医療保険担当(役場行政棟 1 階)へお越しの上、手続きをお願いします。※70 歳以上の方は、認定証の提示が必要な方と、被保険者証のみで限度額までの支払いになる方がいます。

■認定証の交付は、国民健康保険税の未納のない世帯の方に限ります。

■住民税非課税世帯で、過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えた人は、入院期間が証明できるもの(入院期間が記載されている領収書等)をお持ちください。

■マイナ保険証をご利用の場合は、限度額認定証がなくても限度額が適用されるメリットがあります。



▲詳細はこちら

【問い合わせ】保険課医療保険担当(☎282-1711 内線1171 ~ 1173)